

低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（案）等に対する意見公募手続の結果 について

令和6年10月23日
資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
水素・アンモニア課

低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（案）等について、意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法（平成5年法律第88号）第43条第2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和6年8月7日（水）～令和6年9月11日（水）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送及び電子メールにより御意見を募集。

2. 提出意見数等

(1) 提出意見数：50件

(2) 御意見の概要及びそれに対する考え方：別紙1のとおり

(3) 意見募集を実施した際からの変更点

- ・低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（案）：別紙2のとおり
- ・水素等供給事業者の低炭素水素等の供給の促進に関する判断の基準となるべき事項（案）：別紙3のとおり
- ・経済産業大臣が定める年度（案）：なし
- ・印紙をもってする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第一条ただし書の規定に基づき、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）に係る印紙をもって納付することができる手数料（案）：別紙4のとおり

3. 問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課